

少額減価償却資産の改正

Q : 今年度の税制改正で、全額損金となる少額減価償却資産の範囲が拡大されるようですが、どのように変わるのですか。

A : 取得価額が「10万円未満の資産」から「30万円未満の資産」に拡大されます。

【解説】

これまで、10万円未満の資産について適用があった取得価額の全額即時損金算入の取り扱いが、この4月からは、30万円未満の資産について適用できることとなりました。

ただし、適用対象となるのは、次の中小企業等に限定されていますので、注意してください。

(1) 資本又は出資の金額が1億円以下の法人のうち、次のいずれの場合にも該当しない法人

- ① その法人の発行済株式総数の2分の1以上を、1社の大規模法人（資本金額が1億円を超える法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人を超えるもの）が所有している場合
- ② その法人の発行済株式総数の3分の2以上を、2社以上の大規模法人が所有している場合

(2) 資本又は出資の金額がない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下である法人

なお、この取り扱いは任意ですので、通常どおり減価償却をすることもできます。

